

## 蒲郡市初期日本語クラス運営業務委託仕様書

### 1 目的

本業務は、初期レベルの日本語教室を開催することで、日本語が全く分からない外国籍の住民に日本語学習を行う機会を提供し、日本語でのコミュニケーションを学ぶことで、暮らしの不安を軽減することを目的とする。

### 2 業務委託名

蒲郡市初期日本語クラス運営業務委託

### 3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

### 4 業務内容

- (1) 参加者の募集及びとりまとめ
- (2) 日本語教室の運営
- (3) 報告書の作成

### 5 委託の内容

- (1) 参加者の募集及びとりまとめ

市が作成するチラシやポスターを基に、参加者の募集を行う。募集期間は、1ヶ月以上確保するものとし、応募した参加者のとりまとめを行う。また、申込用フォームについては、任意の様式とするが、QRコード等を作成し、チラシやポスター等に掲載するものとする。

募集定員は20名とし、応募が定員を超えた場合は抽選により参加者を決定し、応募者へ参加の可否を連絡することとする。

- (2) 日本語教室の運営

#### ア 教室開催日等

教室は、2期16回(1期8回)開催するものとし、開催日等は次のとおりとする。

- (ア) 第1期

6月～10月(開催日は契約後に決定)

- (イ) 第2期

11月～令和9年2月(開催日は契約後に決定)

- (ウ) 開催時間

午前10時～正午

- (エ) 開催場所

市の指定する場所

#### イ 運営方法

教室開催にあたっては、市の指定する開催場所での対面形式で実施するものとし、

実施方法に応じて役割に応じた運営スタッフを配置するものとする。

なお、欠席等により受講ができなかった回について、教室の内容を収録したものを未受講者へアーカイブ配信を行う等のフォローを行うこと。

(ア) 運営スタッフの人数

運営スタッフは兼務も可とするが、全体スタッフは3名以上とすること。

コーディネーター1人、指導者1人、通訳1人又は2人、補助者1人

(イ) 運営スタッフの役割

a コーディネーター

全体統括、学習内容の決定、指導者・通訳・サポーターの出勤管理、学習の振り返り、毎回の記録作成などを行う。

b 指導者

学習をメインで進行する。

c 通訳

会話学習のサポート及び連絡事項の通訳を行う。対応言語はタガログ語及びベトナム語とし、参加者の状況に応じて対応するものとする。

d 補助者

会話学習のサポート、グループワークのサポートなどを行う。

(ウ) 学習教材

参加者の言語に合わせて、愛知県作成の学習教材「はじめての日本語教室」を活用するものとする。

(エ) 参加者との連絡調整

開催予定日や場所の変更、欠席等、参加者との連絡調整を行うこと。

(3) チラシ等の翻訳

チラシ及び応募フォームは、次の言語で作成するものとする。

やさしい日本語、英語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語

(4) 報告書の作成

(1)から(3)の実績を反映し、報告書を作成すること。

## 6 成果品

報告書（電子ファイル）

## 7 その他

(1) 指導者について資格は以下の通りである。「文化庁の認める420時間以上の日本語教育に関する研修を受講した者」、「日本語教育能力検定試験に合格した者」「四年制大学で日本語教育を専攻した者」「日本語教育機関で200時間以上のクラスレッスン経験がある者」のいずれかに該当する者である。

(2) 市内外で開催される日本語教室で活動実績のあるボランティアやこれまで県や市主催の「日本語サポーター養成講座」などの参加者の中から、サポーターとして参加希望者があった場合、サポーターとしての参加を許可すること。また、運営スタッフと

ボランティアサポーターの情報交換をすることで、ボランティアサポーターの養成に努めること。

- (3) 各期の募集定員が5名以下の場合には、その期の教室は開催しないこととし、1期分の経費を減額するものとする。
- (4) 各回の教室開催前日までに出席確認をし、開催日の前日午後5時までに受講者数が0名の場合は、その教室は開催しないものとする。この場合、当該回で予定していた単元の内容を収録したものを受講者へアーカイブ配信すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、市と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (7) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。